

公 告 第 5 5 5 号

令和6年2月26日

日本旅行健康保険組合

理事長 岡本 隆

令和6年度における平均標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第47条の規定による、当組合の令和5年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和6年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 令和5年9月30日現在の平均報酬月額 336,907円
2. 令和6年度における平均標準報酬月額（等級） 340,000円（24等級）
3. 適用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(注)上記2.の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和6年度における上限額として適用されるものです。

以上